

滝沢村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	54,710	15,731,079	344,232	2,244,167	14.3	14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
24年度	245	968,080	110,222	344,507	1,422,809

(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
千円	千円
5,807	5,691

(注)1 職員手当には、退職手当・退職手当負担金を含んでいません。

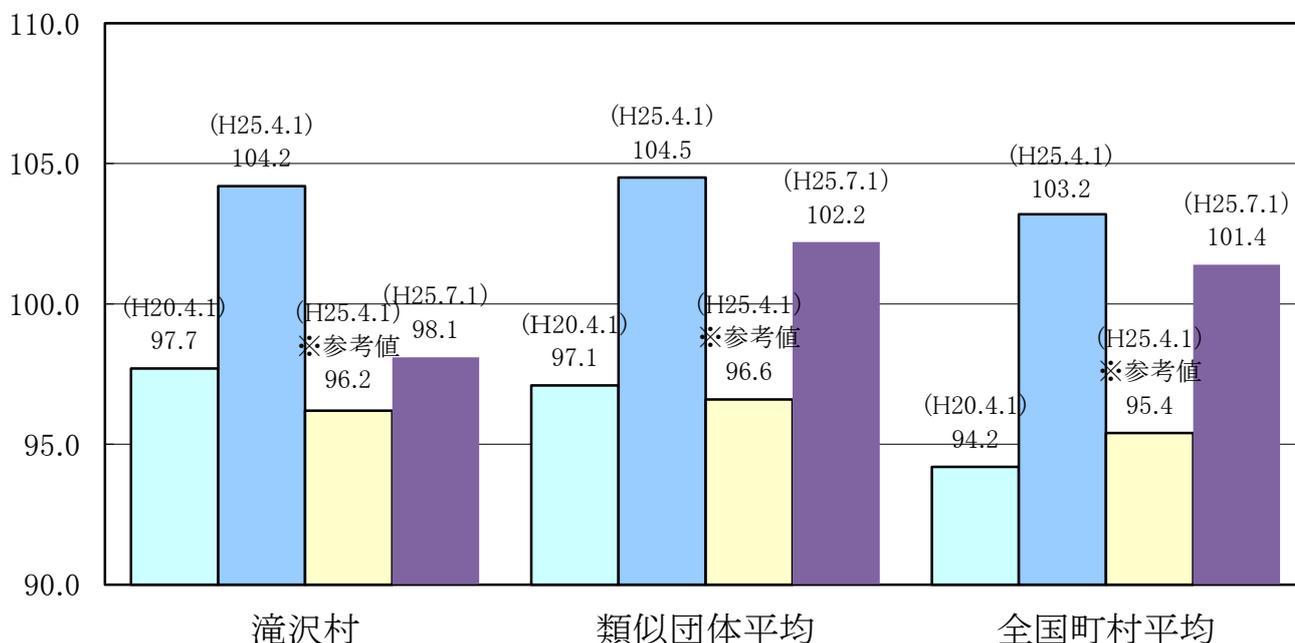
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

3 二役・教育長、議員等特別職の職員及び非常勤の職員に支払われる報酬等は、給与費に含まれていません。また、給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には、当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

特にありません。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、職年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していない団体は、記載不要とされているため、該当がありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
24年度	-	-	(- %)	-	-	-

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
滝沢村	43.5 歳	323,494 円	385,241 円	350,945 円
岩手県	43.8 歳	335,110 円	399,081 円	364,259 円
国	43.1 歳	332,446 円	— 円	405,463 円
類似団体	42.5 歳	318,183 円	372,035 円	349,189 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
滝沢村	43.9 歳	30 人	300,687 円	333,213 円	320,340 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	47.7 歳	6 人	328,883 円	375,448 円	353,675 円	自家用乗用自動車運転者	55.8 歳	252,100 円	1.5
うち学校給食員	40.9 歳	13 人	286,600 円	307,254 円	302,755 円	調理士	42.8 歳	247,200 円	1.2
うち用務員	45.4 歳	11 人	301,955 円	340,856 円	322,939 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.7
岩手県	49.6 歳	309 人	324,141 円	359,018 円	344,615 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	286,850 円	— 円	325,400 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	— 人	289,569 円	315,862 円	305,687 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
滝沢村	— 円	— 円	—
うち自動車運転手	6,285,693 円	3,332,500 円	1.9
うち学校給食員	4,944,890 円	3,304,100 円	1.5
うち用務員	5,376,641 円	2,809,400 円	1.9

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成22年～平成24年の3ヶ年平均)。
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

滝沢村には、該当する職種がありません。

④保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
滝沢村	39.9 歳	310,863 円	350,606 円	321,331 円
岩手県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	46.0 歳	314,592 円	— 円	344,120 円
類似団体	40.3 歳	291,226 円	329,654 円	303,739 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の諸手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		滝沢村	岩手県	国
一般行政職	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	137,200 円

(注) 一般行政職については、試験採用の場合の状況となります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,000 円	336,000 円	421,300 円	462,700 円
	高校卒	275,700 円	356,700 円	410,500 円	391,800 円
技能労務職	高校卒	229,000 円	306,100 円	320,600 円	344,200 円
	中学卒	— 円	— 円	352,400 円	— 円

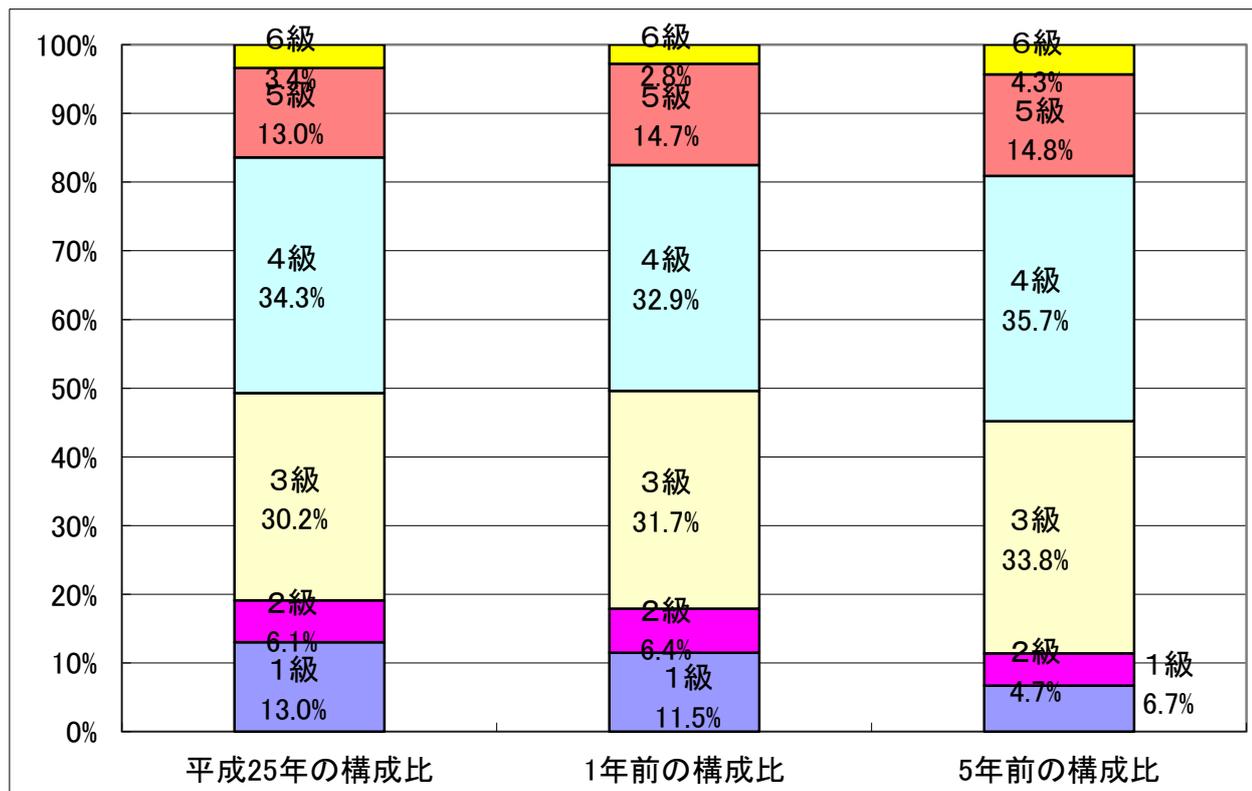
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	人 34	% 13.0	円 135,600	円 243,700
2級	主任	人 16	% 6.1	円 185,800	円 307,800
3級	主査	人 79	% 30.2	円 222,900	円 354,700
4級	総括主査・主任主査	人 90	% 34.3	円 261,900	円 388,300
5級	課長・主幹	人 34	% 13.0	円 289,200	円 400,600
6級	部長・参事	人 9	% 3.4	円 320,600	円 422,600

(注) 1 滝沢村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

人事評価が未実施であるため、勤務成績の評定は行っていません。

- ②昇給への勤務成績の反映状況
人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滝沢村		岩手県		国	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,406 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,636 千円		—	
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.4)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 勤勉手当の支給月数は、勤務成績が良好な場合の成績率としています。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- ①勤務成績の評定の実施状況
人事評価が未実施であるため、勤務成績の評定は行っていません。
②勤勉手当への勤務成績の反映状況
人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行っています。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

滝沢村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給 8号給)					
1人当たり平均支給額 15,880 千円					

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

- (注) 滝沢村には、地域手当がありません。

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		146 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		10,393 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		5.7 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	村税を担当する職員	村税の徴収	146 千円	勤務1日につき500円 (月額3,500円を限度)
防疫作業手当	防疫に従事した職員	感染の危険がある物件の 処理作業に従事等	— 千円	従事1日につき1,500円
用地交渉手当	用地の買収のための交渉 の業務に従事した職員	現地において、用地の買 収のための交渉の業務	— 千円	勤務1日につき520円
行旅死病人措置手当	旅死亡人の措置作業に直 接従事した職員	行旅病人の救護又は行旅 死亡人の措置作業	— 千円	作業1件につき1,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	84,439 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	408 千円
支給実績(23年度決算)	88,368 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	359 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在) その1

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)																																													
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・子、父母等 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち一人については11,000円) ・特定期間の加算 5,000円	同じ	—	30,184 千円	209,609 円																																													
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2 +11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同じ	—	11,996 千円	292,577 円																																													
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用し、運賃等の負担をしていて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 運賃23,000円を超え55,000円未満 (運賃額-23,000円)×1/2+11,000円	異なる	通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。	26,217 千円	113,989 円																																													
	通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">片道の使用距離</th> <th rowspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>km</th> <th>km</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>～ 4</td><td>4,200 円</td></tr> <tr><td>4</td><td>～ 6</td><td>6,300 円</td></tr> <tr><td>6</td><td>～ 8</td><td>8,400 円</td></tr> <tr><td>8</td><td>～ 10</td><td>10,600 円</td></tr> <tr><td>10</td><td>～ 12</td><td>12,700 円</td></tr> <tr><td>12</td><td>～ 14</td><td>14,800 円</td></tr> <tr><td>14</td><td>～ 16</td><td>16,900 円</td></tr> <tr><td>16</td><td>～ 18</td><td>19,000 円</td></tr> <tr><td>18</td><td>～ 20</td><td>21,200 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>～ 22</td><td>23,300 円</td></tr> <tr><td>22</td><td>～ 24</td><td>25,400 円</td></tr> <tr><td>24</td><td>～ 26</td><td>27,500 円</td></tr> <tr><td>26</td><td>～ 28</td><td>29,600 円</td></tr> <tr><td>28</td><td>～ 30</td><td>30,500 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>以上</td><td>30,500 円</td></tr> </tbody> </table>					片道の使用距離		支給額	km	km	2	～ 4	4,200 円	4	～ 6	6,300 円	6	～ 8	8,400 円	8	～ 10	10,600 円	10	～ 12	12,700 円	12	～ 14	14,800 円	14	～ 16	16,900 円	16	～ 18	19,000 円	18	～ 20	21,200 円	20	～ 22	23,300 円	22	～ 24	25,400 円	24	～ 26	27,500 円	26	～ 28	29,600 円	28
片道の使用距離		支給額																																																
km	km																																																	
2	～ 4	4,200 円																																																
4	～ 6	6,300 円																																																
6	～ 8	8,400 円																																																
8	～ 10	10,600 円																																																
10	～ 12	12,700 円																																																
12	～ 14	14,800 円																																																
14	～ 16	16,900 円																																																
16	～ 18	19,000 円																																																
18	～ 20	21,200 円																																																
20	～ 22	23,300 円																																																
22	～ 24	25,400 円																																																
24	～ 26	27,500 円																																																
26	～ 28	29,600 円																																																
28	～ 30	30,500 円																																																
30	以上	30,500 円																																																

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在) その2

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)			
管理職手当	給料の月額に定額を支給します。 部長 68,000円 課長 43,000円	—	—	20,418 千円	567,167 円			
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日等に支給する休日給です。勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合で算出します。	異なる	勤務1時間当たりの支給額の算出方法に違いがあります。	1,081 千円	15,664 円			
管理職特別勤務手当	休日等勤務した管理職に支給します。 日額 6,000円	—	—	— 千円	— 円			
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ	—	— 千円	— 円			
						交通距離	支給額	
						定額	23,000 円	
						km	km	
						100 ~ 300	23,000 円	
						300 ~ 500	6,000 円	
						500 ~ 700	12,000 円	
700 ~ 900	18,000 円							
900 ~ 1,100	24,000 円							
1,100 ~ 1,300	30,000 円							
1,300 ~ 1,500	35,000 円							
1,500km ~	40,000 円							
加算額	45,000 円							
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するもの	—	—	1,449 千円	1,449,050 円			
						施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)
						市の区域に滞在する期間		
						30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円						
60日を超える期間	3,970円	5,140円						
日直手当	一般の宿日直 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合 2,100円	同じ	—	1,008 千円	4,200 円			
寒冷地手当	世帯区分の応じて月額 扶養者あり世帯主 17,800円 扶養者なし世帯主 10,200円 それ以外の職員 7,360円 11月から翌年3月まで支給します。 現在経過措置期間のため上記と対応する支給額となっていません。	同じ	—	17,065 千円	69,371 円			
児童手当	給与としてではなく、法令に基づいて中学生以下の児童・生徒に支給するものです。	—	—	16,010 千円	195,244 円			

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	773,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円
	副市町村長	634,000 円	750,000 円 / 311,500 円
報酬	議長	360,000 円	486,500 円 / 227,000 円
	副議長	303,000 円	419,300 円 / 182,000 円
	議員	293,000 円	390,000 円 / 157,000 円
期末手当	村長 副村長	(24年度支給割合) 2.95 月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.95 月分	
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.425	(1期の手当額) 15,769千円
	副村長	給料月額×在職月数×0.245	7,456千円
	備考		(支給時期) 退職後

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

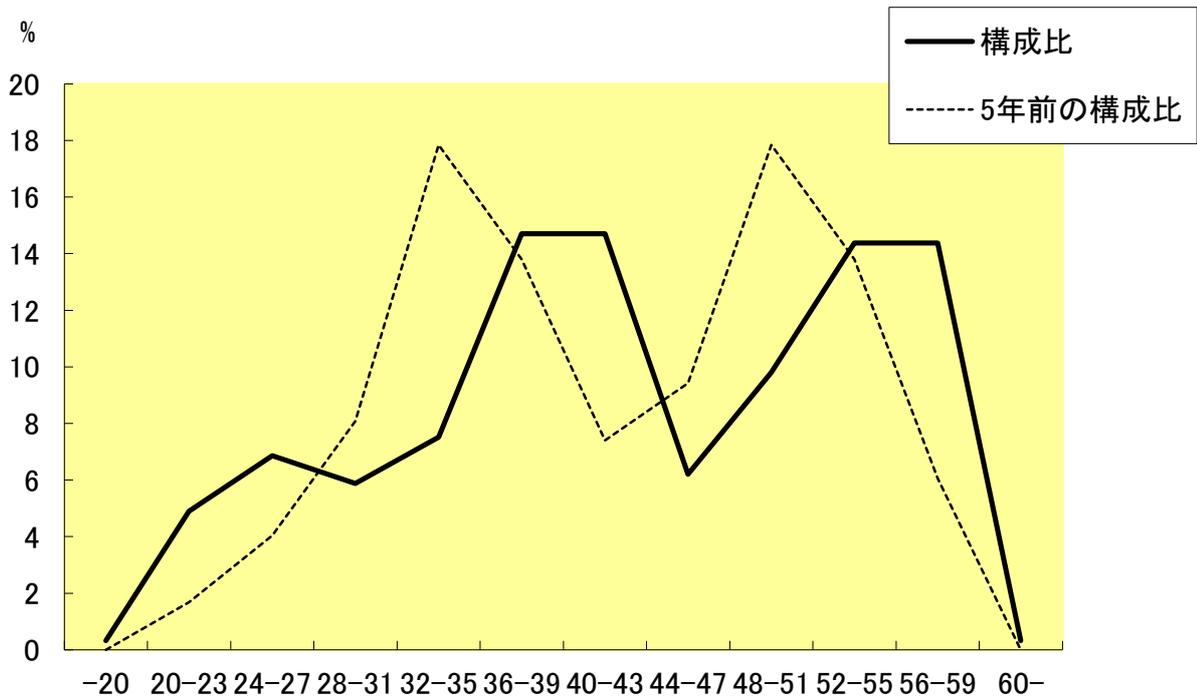
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	75	72	3	
		税務	23	23	0	
		民生	24	20	4	
		衛生	20	21	△1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	15	14	1	
		商工	13	12	1	
		土木	27	28	△1	
	計	202	195	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 36.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.41 人)	
教育部門	54	51	3			
小計	256	246	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.51 人)		
公営企業会計等部門	水道	21	22	△1		
	下水道	8	7	1		
	その他	21	21	0		
	小計	50	50	0		
合計	306 [312]	296 [312]	10 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.93 人		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	15人	21人	18人	23人	45人	45人	19人	30人	44人	44人	1人	306人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		197	195	199	195	195	202	5 (2.54 %)
教育		54	55	53	51	51	54	0 (0.00 %)
普通会計 計		251	250	252	246	246	256	5 (1.99 %)
公営企業等会計 計		47	46	45	45	50	50	3 (6.38 %)
総合計		298	296	297	291	296	306	8 (2.68 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 741,288	千円 130,978	千円 94,718	% 12.8	% 16.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 16	千円 66,810	千円 16,792	千円 24,176	千円 107,778	千円 6,736

(参考)市町村団体平均 1人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には、退職手当・退職手当負担金を含んでいません。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

特にありません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
滝沢村	48.1 歳	330,135 円	534,429 円
市町村団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

滝沢村		国	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,511 千円		—	
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

滝沢村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給 8号給)					
1人当たり平均支給額 平成24年度退職者はありません。					

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

(注) 滝沢村には、地域手当がありません。

エ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		9 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		1,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		31.3 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業手当	特殊作業に従事した職員	沈殿他清掃作業、洗管業務	9 千円	日額570円、月額3,420円限度
料金徴収手当	給水停止処分の作業に従事した職員	給水停止業務	— 千円	日額340円、月額2,380円限度

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	8,946 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	639 千円
支給実績(23年度決算)	12,312 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	724 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	普通会計職員と同じ	同じ	—	3,079 千円	256,583 円
住居手当	普通会計職員と同じ	同じ	—	534 千円	267,000 円
通勤手当	普通会計職員と同じ	同じ	—	1,972 千円	140,857 円
管理職手当	普通会計職員と同じ	同じ	—	1,032 千円	516,000 円